熊谷市太陽光発電施設等の設置に関するガイドライン

平成３０年１２月２７日市長決裁

（趣旨）

第１　このガイドラインは、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」に基づき、市内における太陽光発電施設等の設置に関し、当該施設等を設置する者が安全、周辺環境等に配慮するとともに、当該施設等の円滑な導入を促進するため、市及び近隣住民等に対しての事業計画の内容の公表等について、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２　このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　太陽光発電施設等　土地に自立して設置される太陽光を電気に変換するための施設又は設備及びその附属設備で、一の施設等（同一の届出者が複数の太陽光発電施設等を近接して設置することその他の実質的に同一の場所へ設置するものであると市長が認める場合を含む。）の定格出力が１０キロワット以上のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１項第１号に規定する建築物（太陽光発電施設等の架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供するものを除く。）をいう。）に該当するもの

イ　設置者の事務所若しくは事業所又は工場と併設されるもの

⑵　設置者　太陽光発電施設等を設置する者及び太陽光発電施設等の譲渡又は承継を受けた者をいう。

⑶　近隣住民等　太陽光発電施設等の設置が計画される区域（以下「設置計画区域」という。）の境界線からの水平距離が２０メートルの範囲内の土地又は家屋の所有者若しくは居住者及び当該設置計画区域が存する自治会の代表者をいう。

（対象地域）

第３　このガイドラインの対象地域は、熊谷市全域とする。

（法令に基づく手続等）

第４　設置者は、太陽光発電施設等を設置する場合で、別表第１の左欄に規定する法律又は条例のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる行為を行うときは、当該施設等の規模にかかわらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談及び協議並びに必要な手続等を行うものとする。

２　市長は、設置計画区域の全部又は一部が別表第２の左欄に規定する法律又は条例のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる区域に該当する場合は、計画の中止その他の計画の抜本的な見直しを行うよう指導するものとする。

（太陽光発電施設等に係る届出等）

第５　設置者は、太陽光発電施設等を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民等に対し、説明会等を実施するとともに、施設の概要、工事の内容、維持管理の計画等の事業内容、地域への影響、当該影響への対応等の周知を行うものとする。この場合において、近隣住民等から要望、意見等が出されたときは、書面の交付等により誠実に対応するものとする。

２　設置者は、太陽光発電施設等の設置工事に着手する日の３０日前までに、熊谷市太陽光発電施設等計画届出書（様式第１号）に設置計画区域の位置図、環境省が定める環境配慮ガイドラインのチェックシートその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

３　前項の規定による届出を行った設置者は、当該届出に係る太陽光発電施設等の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の３０日前までに、熊谷市太陽光発電施設等計画変更・廃止届出書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

（遵守事項）

第６　設置者は、太陽光発電施設等を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

⑴　近隣住民等との協調を保つこと。

⑵　太陽光発電施設等の構造が各種技術基準に適合すること。

⑶　雨水等による土砂又は汚泥の流出及び水害等の災害の防止対策を講じること。

⑷　周囲の良好な景観に支障を与えることのないよう既存の地形、樹木等を保全し、並びに周辺環境及び景観との調和に配慮すること。

⑸　設置計画区域内に設置者の名称及び連絡先を記載した看板を設置すること。

⑹　設置計画区域内の環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。

⑺　パワーコンディショナー等からの騒音若しくは振動又はパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置を講じること。

⑻　太陽光発電施設等又は当該施設等の稼働に起因して発生した苦情等に迅速かつ誠実に対応すること。

⑼　太陽光発電施設等の設置から事業の終了後までの計画を十分に検討するとともに、当該施設等の廃止に要する経費等を計画的に調達し、及び手配すること。

⑽　施設を廃止した場合に設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づき速やかに撤去その他の適正な処理を行うこと。

⑾　太陽光発電施設等を撤去するときは、廃止後の土地利用に応じた処理を行うとともに、周辺の生活環境等に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

⑿　太陽光発電施設等の事業を承継するときは、当該施設等の管理運営、廃止等の条件について、責任を持って引き継ぐこと。

（報告）

第７　市長は、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、報告を求めることができるものとする。

（その他）

第８　このガイドラインの施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　このガイドラインは、平成３１年４月１日から施行する。

２　このガイドラインの施行の日において現に着工している太陽光発電施設等の設置者は、第６に掲げる事項の遵守に努めるものとする。

附　則

このガイドラインは、令和３年４月１日から施行し、同年５月１日以後に着工する第２第１号の太陽光発電施設等について適用する。

別表第１（第４関係）

法令、条例等名	行為の内容
国土利用計画法	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規模の土地売買契約の締結及び地上権又は賃借権の設定 ⑴　市街化区域　２，０００平方メートル以上 ⑵　市街化区域を除く都市計画区域　５，０００平方メートル以上
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力１，０００キロワット以上の太陽光発電設備の設置
環境影響評価法	系統接続段階の発電出力ベース（交流）が４０メガワット以上（第１種）又は３０メガワット以上４０メガワット未満（第２種）の太陽光発電施設等の設置
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が２０ヘクタール以上となるもの
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境影響評価法及び埼玉県環境影響評価条例の対象とならない事業用太陽光発電施設等の設置
土壌汚染対策法	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が３，０００平方メートル以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は９００平方メートル以上） ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大５０センチメートル未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散又は流出を伴わない場合は除く。
埼玉県生活環境保全条例	３，０００平方メートル以上の土地の改変
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　５００立方メートル以上の土砂の敷地外への排出 ⑵　３，０００平方メートル以上の面積への土砂の堆積
熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	５００平方メートル以上３，０００平方メートル未満の面積への土砂の堆積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区内における次に掲げるいずれかの行為 ⑴　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ⑵　水面の埋立又は干拓 ⑶　木竹の伐採
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為 ⑵　環境大臣が指定する生息地等保護区等の区域内における次に掲げるいずれかの行為 ア　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為 ⑵　知事が指定する希少野生動植物保護区等の区域内における次の行為 ア　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更
都市緑地法	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　緑地保全地域内における次の行為 ア　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　宅地の造成、土地の開墾、土石採取等の土地の形質変更 ウ　木竹の伐採 エ　水面の埋立又は干拓 ⑵　特別緑地保全地区内における次の行為 ア　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　宅地の造成、土地の開墾、土石採取等の土地の形質変更 ウ　木竹の伐採 エ　水面の埋立又は干拓
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内における次のいずれかの行為 ア　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ウ　木竹の伐採 エ　水面の埋立て又は干拓
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地の区域内における次のいずれかの行為 ア　一定規模以上の建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　木竹の伐採 ウ　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 エ　鉱物の掘採又は土石の採取
自然公園法	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　国立公園の特別地域内における次のいずれかの行為 ア　工作物の新築、改築又は増築 イ　木竹の伐採 ウ　土地の形状変更 ⑵　国立公園の普通地域内における次のいずれかの行為 ア　一定規模以上の工作物の新築、改築又は増築 イ　土地の形状変更

埼玉県立自然公園条例	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　県立自然公園の特別地域内における次のいずれかの行為 ア　工作物の新築、改築又は増築 イ　木竹の伐採又は損傷 ウ　土地の形状の変更等 ⑵　県立自然公園の普通地域内における次のいずれかの行為 ア　一定規模以上の工作物の新築、改築又は増築 イ　土地の形状の変更
埼玉県自然環境保全条例	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　県自然環境保全地域の特別地区内における次のいずれかの行為 ア　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ウ　木竹の伐採、木竹の損傷 ⑵　県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における当該地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）の捕獲、殺傷、採取又は損傷 ⑶　県自然環境保全地域の普通地区内における次のいずれかの行為 ア　一定規模以上の建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 イ　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
農地法	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　農地を農地以外のものにする行為 ⑵　農地を農地以外のものにするために行う次の行為 ア　所有権の移転 イ　賃借権、地上権、質権又は使用貸借権等の設定や移転
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画の変更
森林法	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く。）で1ヘクタールを超えて行われる土石又は樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更 ⑵　森林（地域森林計画対象の民有林に限る。）の土地の所有者となること。 ⑶　地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く。）における立木の伐採 ⑷　保安林の森林以外の用途への転用 ⑸　保安林内における次に掲げる行為 ア　立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧又は下草、落葉若しくは落枝の採取 イ　土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更

埼玉県水源地域保全条例	水源地域内の土地（現況が森林で、地目が山林、原野又は保安林の場合に限る。）に係る所有者、地上権、地役権、使用貸借権又は賃借権の移転又は設定
道路法	道路に次の工作物、物件若しくは施設を設け、又は継続して道路を使用しようとする行為 ⑴　電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所又は広告塔 ⑵　水管、下水道管又はガス管 ⑶　歩廊又は雪よけ ⑷　露店又は商品置場 ⑸　その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（太陽光発電施設等を含む。）
河川法	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　河川区域内における次に掲げるいずれかの行為 ア　流水の占用 イ　土地の占用 ウ　砂、土石等の採取 エ　工作物の新築、改築又は除却 オ　土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状の変更又は竹木の植栽若しくは伐採 ⑵　河川保全区域内における次の行為 ア　土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更 イ　工作物の新築又は改築
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　面積が１ヘクタール以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為 ⑵　面積が１ヘクタール以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為
砂防法	砂防指定地内における次の行為 ⑴　工作物の新築、改築又は除去 ⑵　砂防設備の占有 ⑶　竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ⑷　滑り下し又は地引による物件の運搬 ⑸　開墾その他による土地の原状変更
埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地内における次に掲げるいずれかの行為 ⑴　のり切、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更 ⑵　土石の類の採取又は鉱物の採掘 ⑶　工作物の新築、改築、増築、移転又は除却 ⑷　立木竹の伐採又は樹根の採掘 ⑸　木竹の滑下又は地引による搬出

地すべり等防止法	地すべり防止区域内における次に掲げるいずれかの行為 ⑴　地下水の誘致又は停滞行為による地下水の増加 ⑵　地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ⑶　地表水の放流、停滞行為等又は地表水のしん透の助長 ⑷　のり切又は切土 ⑸　地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良 ⑹　地すべり防止の阻害又は地すべりの助長若しくは誘発
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における次に掲げるいずれかの行為 ⑴　水の放流、停滞行為等又は水のしん透を助長する行為 ⑵　急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置若しくは改造 ⑶　のり切、切土、掘さく又は盛土 ⑷　立木竹の伐採 ⑸　木竹の滑下又は地引による搬出 ⑹　土石の採取又は集積
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内における住宅、社会福祉施設、学校又は医療機関の建設（特定開発行為）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等又は特定建設資材を使用する新築工事等で次に掲げるいずれかの行為 ⑴　太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が８０平方メートル以上に限る。）の解体工事 ⑵　太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が５００平方メートル以上に限る。）の新築又は増築工事 ⑶　太陽光パネルと一体的な建築物の修繕又は模様替等工事（請負金額が１億円以上のものに限る。） ⑷　建築物以外のものの土木工事や解体工事等（請負金額が５００万円以上のものに限る。）
都市計画法	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）又は建築行為 ⑴　市街化区域内での５００平方メートル以上の開発行為 ⑵　市街化調整区域内での開発行為 ⑶　市街化調整区域内での建築行為 地区計画の区域内における次に掲げるいずれかの行為 ⑴　土地の区画形質の変更 ⑵　建築物の建築 ⑶　工作物の建設 ⑷　建築物の用途の変更 ⑸　建築物の形態又は意匠の変更

熊谷市景観条例	景観計画区域内における一定規模以上の次に掲げるいずれかの行為 ⑴　建築物の新築、増築、改築若しくは移転等 ⑵　工作物の新設、増築、改築若しくは移転等 ⑶　開発行為 ⑷　土石の採取 ⑸　木竹の伐採 ⑹　物件のたい積
建築基準法	建築物（太陽光発電施設等の架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供するものを含む。）を建築しようとする場合
文化財保護法	次に掲げるいずれかの行為 ⑴　周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内における建築、土木工事等 ⑵　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見したとき。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物又は県指定旧跡の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為
熊谷市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為

別表第２（第４関係）

法令、条例等名	区　　域
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所
農地法	農用地区域内の農地、甲種農地又は第１種農地
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地
森林法	保安林
河川法	河川区域、河川保全区域又は河川予定地
砂防法又は埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡（今後保護を要する範囲を含む。）、名勝又は天然記念物
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物又は県指定旧跡
熊谷市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物